

業務課からのお知らせ

1. 高額療養費制度の見直しについて

厚生労働省は、高額療養費制度について、セーフティネット機能を将来にわたって堅持し、医療保険制度の持続可能性を確保していく観点から、長期療養者や低所得者の経済的な負担の在り方に配慮した上で、令和8年8月から及び令和9年8月からの二段階で制度見直しを行うこととしております。

つきましては、令和8年8月からの見直しに係るリーフレットを同封しましたので、詳細につきましては、そちらをご覧ください。

なお、主な改正点につきましては、次のとおりとなります。

①毎月の自己負担上限額の引き上げ

②年間上限の新設（8月～翌年7月末までの医療費が対象）

※短期の療養では負担が増えますが、「多数回該当」上限額は維持され、あらたに「年間上限額」が導入されます。

③70歳以上の方の外来特例の見直し

2. 資格喪失届及び被扶養者（異動）届【非該当】の届出について

日頃より、各種届出のご提出につきまして、ご協力いただき感謝申し上げます。

現在、「被保険者資格喪失届」または「被扶養者（異動）届」【非該当】の届出につきまして、「資格確認書」の回収を待ってから届出をしていただいているため、事由発生日から日数が経過してからの届出となっている場合があります。

マイナ保険証を利用したオンライン資格確認等により、脱退の手続きにつきましても迅速な対応が求められておりますので、事由発生後速やかに届出いただきますようご協力をお願いいたします。

なお、ご提出の際に「資格確認書」の回収ができていない場合には、「各種証書回収不能届」を併せてご提出いただきますようよろしくお願いいたします。

3. 資格重複者の対応について

中間サーバーより、当健康保険組合の被保険者・被扶養者の方で、就職などで新たに社会保険に加入しているため、資格が重複している方の情報が上がってきており、対応するよう指示されております。

資格が重複している方につきましては、当健康保険組合に「被保険者資格喪失届」または「被扶養者（異動）届」【非該当】の届出が必要な方となりますので、現在把握できており、届出が漏れている方がいる場合には、速やかにご提出いただきますようご協力をお願いいたします。

なお、今後の「資格重複者」の対応につきましては、当健康保険組合の事業所担当者様へのお知らせ方法等の体制が整い次第、改めてご連絡いたします。